

## 6. お客様へのお願い

---

輸送の安全確保には、当社が積極的に取り組むことはもちろんですが、皆様のご理解やご協力も欠かせません。

当社では、ご利用のお客様や沿線住民の方々に対し、安全輸送へのご協力をお願いしています。

### ■警報機が鳴り始めたら踏切内には入らないでください

踏切事故の大半は、無理な横断によるものです。警報機が鳴り始めたら、危険ですので踏切内に入らず列車の通過を待って、安全を確かめてからお渡りください。踏切横断中に警報機が鳴り始めたら、速やかに渡り終えるか、引き返して踏切外に出てください。

また、渋滞時に踏切内で停車したまま遮断かんが下りてしまい、列車と車が接触するケースも過去に発生しています。車で踏切を渡る際には、前方に十分なスペースがあることを確認してください。

万一踏切の中に車が閉じ込められた場合は、遮断かんを押し上げて踏切外へ脱出してください。車が動かなくなった時は非常ボタンを押していただくか、非常ボタンがない踏切では、発炎筒を大きく振るなどして列車に知らせてください。

### ■駆け込み乗車はおやめください

列車の遅れの原因となるだけでなく、思わぬケガや事故にもつながります。大変危険ですので、次の列車をご利用ください。



### ■ホームでは黄色い線の内側をお歩きください

ホームでは列車から離れ、黄色い線の内側をお歩きください。降車されたお客様がホームを歩行中に転倒し、発車直後の列車に接触する事故が当社でも発生しています。

## ■転倒、転落にご注意ください

ご高齢のお客様や、酔ったお客様の階段、エスカレーターやコンコースでの転倒、ホームからの転落の増加が近年顕著になっています。

いずれも大きなケガや重大事故につながるおそれがありますので、歩行中も充分にご注意ください。もしホームから転落したお客様を発見された場合、直ちにお近くの非常通報ボタン（12ページ）を押して事故防止にご協力ください。



## ■戸袋に手を引き込まれないようご注意ください

ドアが開く際には、お子様の手が戸袋に引き込まれないようご注意ください。特に夏場を中心に半袖で汗ばむ時期に事故が多く発生しています。



## ■不審物を発見した場合は

駅構内や車内で不審物や見慣れない物を発見された場合は、手を触れずに直ちに駅係員または乗務員へお知らせください。

## ■列車妨害行為防止のために

線路への置石などの列車妨害行為は、刑法125条「往来危険罪」などに当たる違法行為です。

こうした行為を防止するため、踏切には監視カメラを設置し監視を行っています。

このほかにも、警告看板の設置や沿線住民の皆様にも列車妨害行為防止のご協力を呼び掛けるチラシ配布を行うなど、列車妨害行為を防止するため、今後も様々な対策を行ってまいります。

## ■迷惑行為防止のお願い

最近、車内でのお客様同士のトラブルが増加しています。すべてのお客様に快適に電車をご利用いただくために、携帯電話のご使用方法やヘッドホンの音量をはじめ、車内のマナーをお守りくださいますようお願いいたします。



## 当社の安全の取り組みに対するご意見

---

新京成電鉄の安全への取り組みや本報告書に関するご意見・ご感想につきましては、今後の取り組み及び報告書の内容に活かしてまいりたいと考えておりますので、「ご利用上の注意」をご確認のうえ、下記のメールアドレスへお寄せください。

### ご利用上の注意

- ・ ご送付頂きましたメールの内容は平日の営業日に確認させていただきます。また、回答させていただく場合、ご送付いただきました内容につきまして、担当部署において事実確認・調査を行うため、ご回答までにお時間を頂戴することがあります。
- ・ 当社より送付したメールの内容を、当社の許可なく転用・二次使用することは固くお断りいたします。
- ・ 頂戴したメールに記載されたお客様の個人情報は、新京成電鉄「個人情報保護方針」に従い、お客様との連絡以外の目的では使用いたしません。

メールはこちらから



<http://www.shinkeisei.co.jp/contact/form/>